

## 三郷市空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援法人の指定)

第2条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。

### (その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。